**「六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて（案）」に対する**

資料１

**府民意見等の募集結果について**

　大阪府では、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（以下「上乗せ条例」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例において、有害物質に関する排水基準を定めています。

そのうち、六価クロム化合物について、令和４年４月１日に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」が、それまでの0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に、国において見直されたことから、大阪府環境審議会は、令和５年３月20日に大阪府から「六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて」の諮問を受け、水質部会において審議を行い、「六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて（案）」を策定しました。

府民の皆様から、この改定案についてご意見等を募集した結果は、以下のとおりです。

１　募集期間

令和５年３月30日（木曜日）から令和５年４月28日（金曜日）まで

２　公開方法

・府ホームページでの公表

・府政情報センター（大阪府庁本館１階）での開架

・大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課（大阪府咲洲庁舎21階）での開架

３　募集方法

インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ

４　提出されたご意見等

本見直し（案）に対するご意見はありませんでした。